

# 週休2日工事実施要領

## (愛知県農業水産局・農林基盤局)

### (目的)

第1条 建設業の将来における担い手の確保・育成に向けて、公共工事に従事する者の適正な労働条件を確保するために、受発注者ともに工事における週休2日の取組を推進するものとする。

### (用語の定義)

第2条 本要領における用語は、次のとおり定義する。

- (1) 休工（現場閉所）：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 休工率（現場閉所率）：対象期間（第5条）の全日数に対する休工日数の割合をいう。

### (対象工事等)

第3条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。なお、対象外とした工事のうち、契約後、受注者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期延長は行わない）。

- (1) 災害復旧など工期に制約がある工事
- (2) 現場施工期間が著しく短い工事
- (3) その他、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

2 その他の積算基準を適用する工事のうち、発注者が週休2日工事に適すると判断した工事は対象とすることができる。

### (形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日

完全週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての週において土曜日及び日曜日を基本の休工日とすることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の

月曜日から金曜日)に振替休工を取得すれば、休工と認めるものとする。なお、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は完全週休2日を達成しているものとみなす。(別紙3 参考1)

(2) 週単位の週休2日

週単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内の全ての週において、曜日や理由を問わず1週間に2日間以上の休工を行うことをいう。ただし、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は週休2日を達成しているものとみなす。(別紙3 参考2)

(3) 月単位の週休2日

月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内の全ての月において休工率が28.5%以上であることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休工している場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。(別紙3 参考3)

(4) 通期の週休2日

通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において休工率が28.5%以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は、工事着手<sup>\*</sup>した日から完了届提出日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は必要最小限とし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう努めるものとする。

※工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

- (1) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から完了届提出日までの期間)
- (2) 夏季休暇(3日間)
- (3) 年末年始休暇(6日間)
- (4) 工場製作のみの期間
- (5) 工事全体を一時中止している期間
- (6) 発注者が対象外と判断する作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)

## (取組内容)

第6条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、設計図書において週休2日を促進する対象工事であることを明示する。
- (2) 発注者は、対象工事の当初設計において、月単位の週休2日の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工取得状況に応じて補正係数を変更するものとする。
- (3) 受注者は、施工計画書に休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- (4) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により前月の週休2日の実施状況（休工日及び非対象期間を明示）をカレンダー形式にて提出するものとし、監督員は、これを確認する。なお、最終月については、施工完了後速やかに当該月の実施状況を監督員に提出すること。  
月の全てが非対象期間となる場合は、監督員と協議の上、実施状況の提出を省略できる。この場合、当該非対象期間の終了後、最初に提出する実施状況に、実施状況の提出を省略した月が非対象期間であったことを明記し、監督員の確認を受けるものとする。
- (5) 受注者は、月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。
- (6) 発注者が週休2日工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) 受注者は、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

## (工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日又は週単位の週休2日

完全週休2日又は週単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。

- (2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「2. 施工状況 II. 工程管理」において評価する。

- 2 提出された休工取得計画表が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等」において2点減ずる。

(取組証の発行)

第8条 週休2日工事取組証(様式1)は、総合評価落札方式競争入札において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出るものとし、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やか(完了した年度内)に受注者に対して取組証を発行する。ただし、森林整備工事については、取組証発行対象外とする。

(週休2日の取得に伴う経費の補正)

第9条 週休2日の取得に伴う経費の補正については、次によるものとする。

- (1) 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別紙1)を適用する工事又は森林整備保全事業設計積算要領の工種区分(別紙2)を適用する工事

それぞれの経費に休工状況に応じた別表1-1又は1-2の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の補正については、別表2-1~3-2の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

- (2) 建築工事

①複合単価

複合単価の労務単価は、労務単価に別表1-3の補正係数を乗じて補正する。

②市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価方式については、別表4-1~4-3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修(基準価格の算定)】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、別表4-1~4-3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

③単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \\ \hline \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補正係} \\ \text{数を乗じた労務単価を用い算定した} \\ \text{ベース単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のシフト単価} \\ \hline \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のベース単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補正係} \\ \text{数を乗じた労務単価を用い算定した} \\ \text{ベース単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array}$$

(3) その他の積算基準を適用する工事

当該基準を所管する関係省庁等の規定による。

付則

- 一 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 二 この要領の施行前に契約した工事については、「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」を適用する。
- 三 この要領は、令和7年10月1日から施行する。
- 四 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1－1 経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）

	週単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

※ 月単位の週休 2 日未満の工事については補正の対象としない。

別表 1－2 経費の補正係数（林務：別紙 2 を適用する工事）

	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.05	1.03

※ 通期の週休 2 日未満の工事については補正の対象としない。

別表 1－3 経費の補正係数（建築工事）

	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1.02	1.02
現場管理費	1.01	1.00

※ 月単位の週休 2 日未満の工事については補正の対象としない。

別表２－１ 市場単価方式による週休２日の取得に伴う経費の補正係数（農地：別紙１を適用する工事）

名称	区分	週単位の週休２日	月単位の週休２日
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
グレーピング工		1.00	1.00

別表２－２ 市場単価方式による週休２日の取得に伴う経費の補正係数（林務：別紙２を適用する工事）

名称	区分	月単位の週休２日	通期の週休２日
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防護網）		1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01

軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

別表3-1 土木工事標準単価による週休2日の取得に伴う経費の補正係数（農地：別紙1を適用する工事）

名称	区分	週単位の週休2日	月単位の週休2日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

別表3-2 土木工事標準単価による週休2日の取得に伴う経費の補正係数（林務：別紙2を適用する工事）

名称	区分	月単位の週休2日	通期の週休2日
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.04	1.02

別表４－１ 建築工事における週休２日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要※	完全週休２日 及び 月単位の週休２日	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載単価の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格で共通の補正率を示す。

別表 4-2 電気設備工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要	完全週休 2 日 及び 月単位の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ホントインク	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

別表 4-3 機械設備工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要	完全週休 2 日 及び 月単位の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

## 土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類するものを行う工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工事（作業員が内部で作業する推進工事）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
海岸工事	<p>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事</p> <p>河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
コンクリート補修工事	<p>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面補修工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管路路内工事、ダム、橋梁（上部・下部）等の補修を除く。</p>
ため池工事	<p>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</p>
その他土木工事（１）	<p>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。</p>
その他土木工事（２）	<p>他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）</p>
フィルダム工事	<p>フィルタイプで本体を主体とする工事</p>
コンクリートダム工事	<p>コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）</p>
施設機械設備等工事	<p>土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事</p>

## 別紙 2

## 森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
河 川 工 事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、湊謀工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（關）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり 防 止 工 事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2及び3に類する工事
森 林 整 備	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道 路 工 事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であつて、次に掲げる工事 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く。）橋梁下部工（鋼製） 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む。） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
P C 橋 工 事	<p>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事現場におけるPC橋の製作（工場製作桁は除く。）架設及び製作架設に関する工事</li> <li>2 プレキャストセグメント構造のPC橋工事</li> </ol>
橋 梁 保 全 工 事	<p>橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等はく。）</p>
舗 装 工 事	<p>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事</p> <p>ただし、小規模（パッチング）な工事で施工箇所が点在する工事は除く。</p>
ト ン ネル 工 事	<p>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 トンネル工事</li> <li>2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</li> </ol> <p>ただし、本土工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。</p>
道 路 維 持 工 事	<p>道路にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理を目的とした維持的工事</li> <li>2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工<sup>※1</sup>、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修<sup>※2</sup>に関する工事</li> <li>3 道路標識<sup>※1</sup>、道路情報施設、電気通信設備、防護柵<sup>※1</sup>、樹木等、区画線等の設置</li> <li>4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</li> <li>5 1 から 4 までに類する工事</li> </ol> <p>※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用          ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</p>
公 園 工 事	<p>公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチエ、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事</p>

備考 1 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

2 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。

(参考1) 完全週休2日の確認方法

(□:工事実施日)							完全週休2日				
日	月	火	水	木	金	土	土日 日数	土日 休工日数	完全週休 2日の 実施	備 考	
準備期間←			施工開始日 □	□	□	休工	1	1	○		
休工	□	□	振替休工	□	□	□	2	2	○	地元条件による同一週の振替休工は認める。	
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	○	発注者が非対象と判断する作業を実施する期間は非対象期間とする。	
休工	□	□	□	□	□	休工	2	2	○		
休工	□	祝日休工	□	夏季休暇(3日間)			1	1	○	夏季休暇は非対象期間とする。	
□	□	□	□	□	□	休工	2	1	×	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。	
休工	□	振替休工	□	祝日休工	□	休工	2	2	○		
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	2	2	○	天候理由による同一週の振替休工は認める。	
休工	□	□	□	□	□	□	2	1	×	土曜日に工事を実施(振替休工なし)したためカウントしない。	
休工	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		1	1	○		
判定							10	—	8	対象10週間に対して完全週休2日達成は8週間 → 未達成	
工事成績評定							「完全週休2日」が達成された場合、「6.社会性等 I.地域への貢献度」で評価する。				

(参考2) 週単位の週休2日の確認方法

(□:工事実施日)							週単位の週休2日				
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	判定	備考	
		施工開始日 □	□	□	□	休工	5	1	○	1週間の日数が7日間に満たない場合は、対象期間内の土日の日数以上の休工で、その週は週休2日達成とみなす。	
		準備期間←	□	□	□	□	7	2	○	理由を問わず、振替休工は休工と認める。	
		振替休工	□	雨天休工	□	□	1	1	○	発注者が非対象と判断する作業を実施する期間	
		発注者が非対象と判断する作業を実施する期間	□	□	□	□	7	2	○	発注者が非対象と判断する作業を実施する期間は非対象期間とする。非対象期間を除いた日数のうち、土日の日数以上の休工が必要。(ここでは1日間)	
休工	休工	□	□	□	□	□	7	2	○	2日間休工している。曜日を問わず休工と認める。	
休工	□	□	□	夏季休暇(3日間)		□	4	1	○	夏季休暇は非対象期間とする。夏季休暇を除いた日数のうち、土日の日数以上の休工が必要。ここでは対象期間内の土日が1日なので、1日以上以上の休工が必要。	
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	×	別の週に振替休工しており、1週間で2日間以上の休工を行っていないため、NG。	
休工	□	振替休工	□	□	□	休工	7	3	○	2日間以上休工している。	
休工	□	祝日休工	□	□	□	□	7	2	○	別の週に振替休工しているが、祝日を休工にしており、1週間で2日間休工しているため、OK。	
休工	□	□	□	振替休工	□	□	7	1	○	2日間休工している。	
休工	□	施工完了日 □	→後片付け期間				3	1	○	1週間の日数が7日間に満たない場合は、対象期間内の土日の日数以上の休工で、その週は週休2日達成とみなす。	
判定							10		9	対象10週間に対して週休2日達成は9週間 → 未達成	
工事成績評価							「週単位の週休2日」が達成された場合、「6.社会性等 I.地域への貢献度」で評価する。				

(参考3) 月単位の週休2日の確認方法

(□:工事実施日)

日	月	火	水	木	金	土	月単位の週休2日
●月1日	●月2日	●月3日	●月4日 施工開始日 □	●月5日 □	●月6日 □	●月7日 休工	<b>【1月目】●月4日～●月30日(計27日)</b> うち、非対象期間6日 ・発注者が非対象と判断する作業を実施する期間は非対象期間とする。  <b>休工率</b> 7日 / 21日 = 33.3%* ≥ 達成基準28.5%
●月8日 休工	●月9日 □	●月10日 □	●月11日 振替休工	●月12日 □	●月13日 □	●月14日 □	
●月15日 □	●月16日 □	●月17日 □	●月18日 □	●月19日 □	●月20日 □	●月21日 休工	
●月22日 休工	●月23日 □	●月24日 祝日休工	●月25日 □	●月26日 □	●月27日 □	●月28日 休工	
●月29日 □	●月30日 □	○月1日 □	○月2日 □	○月3日 □	○月4日 □	○月5日 休工	<b>【2月目】○月1日～○月30日(計30日)</b> うち、非対象期間0日  <b>休工率</b> 8日 / 30日 = 26.6%* < 達成基準28.5%  ただし、休工8日 ≥ 対象期間内の土日日数8日 ⇒ <u>休工率28.5%以上とみなす</u>
○月6日 休工	○月7日 □	○月8日 振替休工	○月9日 □	○月10日 □	○月11日 □	○月12日 休工	
○月13日 休工	○月14日 □	○月15日 □	○月16日 □	○月17日 □	○月18日 雨天休工	○月19日 □	
○月20日 休工	○月21日 □	○月22日 □	○月23日 □	○月24日 □	○月25日 □	○月26日 □	
○月27日 休工	○月28日 □	○月29日 □	○月30日 □	▲月1日 □	▲月2日 □	▲月3日 休工	<b>【3月目】▲月1日～▲月8日(計8日)</b> うち、非対象期間0日  <b>休工率</b> 2日 / 8日 = 25.0%* < 達成基準28.5%  ただし、休工2日 ≥ 対象期間内の土日日数2日 ⇒ <u>休工率28.5%以上とみなす</u>
▲月4日 休工	▲月5日 □	▲月6日 □	▲月7日 □	▲月8日 施工完了日 □	▲月9日 →後片付け期間	▲月10日 □	
工事成績評定							全ての月で休工率28.5%以上 ⇒ 「月単位の週休2日」を達成。「2. 施工状況 II. 工程管理」で評価する。

\* 小数第2位切り捨て

(様式1)

第 号  
年 月 日

## 週休2日工事取組証

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

工 事 名		
工 事 の 場 所		
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	
請 負 代 金 額	金 円	
工 期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	
本 工 事 の 業 種 ※ 1		
形 式 ※ 2	<input type="checkbox"/>	完全週休2日※3
	<input type="checkbox"/>	週単位の週休2日※4
	<input type="checkbox"/>	月単位の週休2日

※1 森林整備工事は取組証発行対象外。

※2 該当する形式を選択する。通期の週休2日は取組証発行対象外。

※3 完全週休2日を達成した場合、週単位の週休2日と月単位の週休2日も達成となるが、完全週休2日にもみチェックを入れる。

※4 週単位の週休2日を達成した場合、月単位の週休2日も達成となるが、週単位の週休2日にもみチェックを入れる。

愛知県〇〇〇所長